令和９年度離職者等再就職訓練事業【長期高度人材育成コース（介護福祉士養成科）】募集要領

１　事業の趣旨・目的

介護福祉士として必要な知識及び技能を習得し、それぞれ資格を有する専門的な人材として就職をめざす職業訓練コースを開講することにより、離転職者等の再就職を促進する。

なお、本事業は「国との協議が整うこと」及び「令和９年度京都府の予算の成立」を前提に実施される停止条件付き事業です。そのため、国との協議が整い、京都府の予算の成立をみなければ、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しません。

２　業務概要

（１）業　務　名　　離職者等再就職訓練事業【長期高度人材育成コース(介護福祉士養成科)】委託業務

（２）業 務 内 容　　別紙「企画提案仕様書」のとおり

（３）契 約 期 間　　令和９年４月１日から訓練修了日の翌日から起算して290日後まで

（４）委託上限額　　24,310,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

３　参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しないこと。

（２）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。

（３）京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。

（４）企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。

（５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。

ア　法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ　法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ　暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

（６）公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

（７）厚生労働大臣が指定した介護福祉士養成施設（２年課程）を有する者であること。

４　参加手続

（１）担当部署及び問い合わせ先

〒612-8416　京都市伏見区竹田流池町 121-3　京都府立京都高等技術専門校訓練企画課

電話　075-642-4451（代表）　FAX　075-642-4452

メールアドレス kyokgs-k1@pref.kyoto.lg.jp

（２）募集要領等の配布

ア　配布期間：令和８年 11 月 13 日（金曜）～ 令和８年 12 月 14 日（月曜）

イ　配布場所及び受付場所

上記（１）の担当部署で配布するほか、京都府立京都高等技術専門校ホームページ(https://www.pref.kyoto.jp/kyokgs/news/9itaku-kaigo-proposal.html)からダウンロードできる。

（３）応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア　提出期限：令和８年 12 月 14 日（月曜）※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ　提出場所：（１）に同じ。

ウ　提出方法：持参に限る。

※上記（２）（３）の応対時間は、平日の午前９時から正午及び午後１時から４時まで

５　事前説明会

（１）開催日時：令和８年 11 月 25 日（水曜）午前 10 時 00 分から午前 10 時 30 分

（２）開催場所：京都市伏見区竹田流池町 121-3　京都府立京都高等技術専門校２階視聴覚室

（３）申込方法：事前説明会に参加を希望する者は、令和８年 11 月 20 日（金曜）午後４時までに参加申込書(別紙１)を作成し、４（１）に提出すること。

（FAX 可、ただし着信確認の電話を行うこと。）

６　質疑・回答

（１）受付期間：公募開始日～令和８年 12 月２日（水曜）午後４時必着

（２）質疑方法：持参のほか、郵便、FAX 又は電子メールにより、４（１）に提出すること。

（３）質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

ア　件名は「離職者等再就職訓練事業【長期高度人材育成コース（介護福祉士養成科）】委託業務に関する質問」とすること。

イ　質問者の法人名、部署名、役職、氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを記載すること。

ウ　質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

（４）回答日時：令和８年 12 月３日（木曜）

（５）回答方法：質問への回答は京都府立京都高等技術専門校ホームページ(https://www.pref.kyoto.jp/kyokgs/news/9itaku-kaigo-proposal.html)に掲示し、個別には回答しない。

７　応募書類

（１）提出書類

別紙「提出書類一覧」のとおり

（２）企画提案書の作成方法

企画提案仕様書のとおり。

なお、真に必要な場合を除き、個人の情報や、それらを類推できるような事項を記載しないこと。

（３）提出された応募書類の取扱い

ア　提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

イ　提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ　提出された応募書類は返却しない。

エ　企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ　企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

８　評価方法等

（１）評価基準

別紙１「評価基準」のとおり

（２）評価方法

企画提案書、価格提案書について、評価基準に基づいて、外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

（３）候補者の選定方法

ア　失格者を除いた者のうち、以下の選定方法により選定された者を契約の相手方の候補者として選定する。

イ　仕様書に定める訓練コースごとに、評価点の最高点を得た者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ　評価点の最高点を得た者が複数いる場合は再評価を行い、（２）の外部有識者による評価点の高いものを選定する。

エ　前号の規定にかかわらず、総合点が６０点未満の者は、契約の相手方の候補者として選定しないものとする。

（４）候補者選定の手順

前号イに規定する候補者選定手順は次のとおりとする。

ア　事業者は参加表明の段階でコース区分のうち第一希望を選択し表明できる。併せて、第二希望以下の表明も可能とする。

イ　審査の結果、評価が高い事業者から希望するコースを契約の相手方の候補者として選定する。

ウ　事業者は第二希望以下のコースを辞退できる。

エ　辞退のあったコースは、辞退者を除いて評価点が最も高い事業者を契約の相手方の候補者として選定する。

オ　応募者が無い、あるいは応募者がすべて辞退した開講月については、再度公募、プロポーザルにより事業者を選定する。

（５）その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア　提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ　本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ　価格提案書の金額が委託訓練実施要領（厚生労働省:令和７年３月 31 日開発 0331 第 19・20 号）に定める算定方法により算定した委託上限額を超える場合

エ　府の示す仕様を満たさない提案を行った場合

オ　評価の公平性に影響を与える行為があった場合

カ　評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

キ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

９　選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目について京都府公募型プロポーザル案件情報ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

（１）候補者の名称、総合点及び選定理由

（２）（１）以外の参加者の名称及び総合点

※　（１）以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。

※　参加者が（選定業者数＋１）者の場合、選定されなかった参加者の得点は公表しない。

（３）外部有識者の所属及び役職名並びに氏名

10　契約手続

（１）契約交渉の相手方に選定された者と京都府との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。

（２）受託者は契約金額の 100 分の 10 の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、京都府会計規則第 159 条第２項各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。

（３）契約代金の支払いについては、精算払いとする。

（４）選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

11　その他

（１）参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。

（２）価格提案書については、コース区分ごとに提出する。

（３）参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、府から指示があった場合を除く。

（４）参加表明書を提出した後、府が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

（５）提出書類の作成、提出等に要する経費は、提案者の負担とする。

（６）書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）に定める単位とする。

（７）参加者が１者であった場合は、本プロポーザルを中止することがある。